

暴 力 団 排 除 に 関 す る 特 約

- 1 下請負人は、元請負人に対し、下請負人の役員等または主な株主及び主要な取引先等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等（以下、反社会的勢力といいます。）と、直接または間接の関係を一切有していないこと及び将来も有しないことを誓約する。
- 2 下請負人は、元請負人に対し、下請負人又は下請負人の下請負者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）が反社会的勢力による不当要求行為または工事妨害（以下、不当介入といいます。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、または下請負者をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに元請負人にこれを報告し、元請負人の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うことを確約する。
- 3 下請負人が前2項に違反した場合または下請負人が自らまたは第三者を利用して、元請負人または元請負人の関係者に対し、詐術、暴力的行為ないし脅迫的言辞その他不当要求行為を行った場合は、元請負人は、下請負人に対し、何らの催告を要せずに、本契約を解除できる。
- 4 元請負人が前2項の規定により、この契約を解除した場合には、下請負人に損害が生じても元請負人は何らこれを賠償することは要せず、また、かかる解除により元請負人に損害が生じたときは、下請負人は元請負人にその損害を賠償するものとする。

平成 年 月 日

元請負人

下請負人